

治田維持法体制の復活

破壊活動防止法は一九五一年、全国民品反対運動を押しきって施行制定された。一

公共の安全」の名の下に、「暴力主義的破壊活動」のおそれがあると権力が判断すれば「せん動犯」の公職、出版・集会禁止、団体解散などさうのうものだ。

戦前、治田維持法は「國体アダム津」「私財産制度アダム津」すなれば、國に賄ふるしの公職者から民生主導思想、宗教家まで戦争に反対する人七万人以上を逮捕、投獄、拷問、虐殺した。そのついで田中正国内結婚一揆有罪判決運動を起爆した。

破防法の条文はこうなつていて

法律の目的

「この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措

置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もって、公共の安

全の確保に寄与することを目的とする。」(第一条)

「せん動」の定義

「この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画

又は音響により、人に對し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意とをいう。」(第四条第一項)

団体活動の制限

「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対し、当該団体が継続して将来さらに団体の活動として暴

集会の禁止

②機関紙誌の印刷・領布の禁止
③役員・構成員の団体のためにする活動の禁止を行なう。(第五条)

団体解散の指定

「公安審査委員会は、左に掲げる団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つて明らかにそれがあらゆるに足りる十分な理由がある」ときは「当該團体に対して解散を行うことがで

政治目的のための「せん動」等

「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持を助長させるような勢のある刺激を与えること」(第七条)

政治目的のための「せん動」等

「政治上の主義若しくは教唆をして将来さらに団体の活動を行つて明らかにそれがある」と認めることによる十分な理由があるとき」(第六条)

を定めて」①集団示威運動、集団行進、公開

罪」だ。「せん動犯」では破壊活動が未だ行はれたような「勢のある刺激」がある、としたが、出版、出版、表現が規制される。

されど、公職者、出版、表現が規制される。「破壊活動を行なつたかどうか、すう

べく、公職者、出版、表現が規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと

りしめたのじのう。

破壊法は

「破壊活動を行なつておそれ」がある、と権

力が主觀的に判断すれば、規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと

りしめたのじのう。

破壊法は

「公職者、出版、表現が規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと

りしめたのじのう。

破壊法は

「公職者、出版、表現が規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと

りしめたのじのう。

破壊法は

「公職者、出版、表現が規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと

りしめたのじのう。

回題にならなかった。田中がたに思案、仙鶴、表

現のものもあたし、これらの由由を尋ね、田中を尋ねた。

「これは今破壊法弾圧が激化、印西」

された高橋、出版、表現が規制される。

「破壊活動を行なつたかどうか、すう

べく、公職者、出版、表現が規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと

りしめたのじのう。

破壊法は

「公職者、出版、表現が規制され

る。実質上、反政府思想者とのものをと